



未来のために～みんながやさしきでつながるまち～

習志野市

令和3年9月29日

---

---

## 緊急事態宣言解除後の習志野市における 施設・イベント等の対応について

---

---

国において、9月30日をもって緊急事態宣言を解除することが決定されました。千葉県においては、本日、対策本部を開催し、その後の協力要請等について決定する見込みです。

本市におきましては、9月30日に、対策本部会議を開催し、解除後の方針・対応について決定いたします。

これに先立ち、市立施設の利用制限等、決定する方針・対応につきましては、10月4日(月)から適用することとし、10月1日～3日までの間は、準備・周知期間とし、現行の対応を継続することを決定しましたので、お知らせいたします。

問合せ先

新型コロナウイルス感染症対策本部事務局

電話 047-453-9211(直通)

